

香川県介護職員初任者研修受講支援補助金交付要綱

1 趣旨

香川県介護職員初任者研修受講支援補助金は、介護職員初任者研修の受講料を補助することにより介護職員の確保を図ることを目的として、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づき予算の範囲内で交付するものとし、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修をいう。
- (2) 「介護施設等」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定介護サービス事業所等をいう。

3 補助対象者

補助対象者は、次の（1）から（5）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 介護職員初任者研修の受講開始時において、介護施設等に介護職員として就労していないこと。
- (2) 介護職員初任者研修を修了し、県内の介護施設等に介護職員として継続して 3 か月以上就労していること。（派遣労働を除く。）
- (3) 交付申請時において、県内の介護施設等に介護職員として就労していること。（3 か月以上継続就労した介護施設等と異なる介護施設等に就労している場合を含む。）
- (4) 補助対象経費について、重複して他の法律又は制度に基づく助成金等の交付を受けていないこと。
- (5) 県税に滞納がないこと。

4 事業内容

補助対象者が、介護職員初任者研修を受講する際に負担した受講料等について補助する。

5 補助対象経費

交付申請日の属する年度又はその前年度に受講した介護職員初任者研修の受講に係る受講料及び教材費とする。ただし、研修の補講等に係る費用及び手数料は、補助対象経費としない。

6 補助金額

補助対象経費のうち、知事が必要であると認めるもので実際に要した費用の額とし、50,000 円を上限とする。（1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）

7 交付申請

交付申請をしようとする者は、原則として就労して継続 3 か月を経過した日から 1 か月以内に補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添えて、別途知事が定める日までに提出するものとする。

- (1) 介護職員初任者研修事業者が発行する修了証明書の写し
- (2) 履歴書等（介護職員初任者研修の受講開始時において介護施設等に就労していないことを証明する書類）
- (3) 介護施設等が発行する就労証明書（第2号様式）
- (4) 受講料等の領収書の写し
- (5) 県税の納税証明書

8 交付決定及び額の確定

知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、かつ補助事業の調査を行ったのち、適当と認めるときは、補助金交付決定及び額の確定通知書（第3号様式）により補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付申請者に通知するものとする。

9 申請の取下げ

補助対象者は、交付決定の内容に不服があるとき又は交付申請日の属する年度の末日までに上記3に定めるいずれかの要件を満たすことができなくなったときは、交付申請日の属する年度の末日までに、交付申請取下書（第4号様式）により当該申請を取り下げることができる。

10 交付決定の取消し

知事は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、上記8の規定により交付決定を行った補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

11 交付の請求

上記8の規定により、補助金交付決定及び額の確定通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。